

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）6月8日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

農村集落機能維持活動事例調査委託業務

(2) 業務の目的

本道の農村地域では、高齢化や人口減少により、学校の統廃合やスーパー、商店の閉店、交通の廃止など、集落を維持していく機能が弱体化する地域が増加しており、一層深刻化するおそれがある。

このため、道内における集落組織などによる買い物支援や子育て支援といった生活扶助的取組や学習塾などの取組、集落機能を維持するための「地域運営組織」*の立ち上げなど、先進的な事例を調査・考察し、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」に掲げた施策の展開方向「地域住民が一体となって創る活力のある農村」の実現に向けて、調査結果を農村集落の地域運営等の機能の強化や組織づくりなど横展開に繋げる。

〔※ 「地域運営組織」とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。〕

(3) 業務の内容

農村集落機能を維持するための活動事例や「地域運営組織」の事例について、道が把握している次の想定事例に加えて、企画提案者からの提案も踏まえて事例調査対象を選定し、調査・考察する。

<想定事例>

○農村集落機能維持活動

- ・高齢者の買い物支援等（○○町集落組織）
- ・子育て支援施設の開設（○○町○○地区）
- ・小中学生向け学習塾の開講（J A○○）など

○地域運営組織

- ・フキ栽培による産業創出（一般社団法人○○）
- ・滞在型観光の推進に加え生活支援など活動を多角化（NPO法人○○）など

ア 農村集落機能維持活動の事例と地域運営組織の事例の調査

設立の経緯、活動内容、組織形態、構成員、活動資金や収支、今後の課題など

イ 報告書作成

事例（20～30例程度）を調査・考察し、報告書（事例集）を作成

(4) 履行期限（契約期間）

契約締結の日から令和5年（2023年）2月28日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

当該業務に係る競争入札参加資格に関する規定は定められていないため、次のとおりの資格をいずれも有する者とする。なお、本事業の趣旨・内容から、企画提案が優れたものであることが必要なため、その資格を「中小企業者等」に限定しないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 道内に本店又は事業所を有する法人であること。
- (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (9) 過去2年間（令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度））に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者
- なお、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有する組合の組合員については、組合員自体の履行経験はもとより、当該組合の他の組合員が契約を締結し履行した契約を含むものであること。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 提出書類
様式1「資格審査申請書」及び添付書類
 - イ 提出方法
持参または郵送（書留郵便に限る。）
 - ウ 提出期限
令和4年（2022年）7月19日（火）17時必着
 - エ 提出場所
北海道農政部農政課政策調整係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

「企画提案に関する説明書」及び申請書類は、次のホームページからダウンロードできるほか、次のとおり交付する。

- (1) ホームページアドレス
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/seisakug/115437.html>
- (2) 交付期間
令和4年（2022年）6月8日（水）から7月14日（木）まで（祝祭日及び土曜日、日曜日を除く。）の毎日9時から17時まで
- (3) 交付場所
北海道農政部農政課政策調整係

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出書類
様式2「企画提案書」
- (2) 提出方法
持参または郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出期限
令和4年（2022年）7月28日（木）17時必着
- (4) 提出場所
北海道農政部農政課政策調整係

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称

北海道農政部農政課政策調整係

(2) 所在地

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 連絡先

電 話 011-231-4111 内線 27-126

F A X 011-232-4126

11 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案に係る説明書による。